

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和6年12月10日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	6件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	6件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400198号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400081号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和3年5月15日から同年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。
令和3年4月1日から同年5月15日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る令和3年4月1日から同年5月15日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における令和3年5月15日から令和4年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和3年5月から同年8月までの各月の標準報酬月額は30万円を53万円、同年9月から令和4年2月までの各月の標準報酬月額は34万円を53万円とする。
令和3年5月から令和4年2月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る令和3年5月から令和4年2月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : ① 令和3年4月1日から同年5月15日まで
② 令和3年5月15日から令和4年3月1日まで
請求期間①について、A社に勤務し、給与を支給され、当該給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない被保険者期間となっているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。
請求期間②について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映される標準報酬月額が実際の給与額より低い額となっているので、実際の給与額に見合った額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の記録、A社から提出された請求者の賃金台帳及び出勤簿並びにB市から提出された請求者の同社における令和4年度給与支払報告書により、請求者は、当該期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から 53 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る訂正届を年金事務所に提出し、当該保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、A社から提出された請求者の賃金台帳及び社員別給与一覧表により、請求者が同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間②の標準報酬月額については、前述の賃金台帳及び社員別給与一覧表により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から 53 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額及び令和 3 年 9 月の定時決定に係る訂正届を年金事務所に提出し、当該保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400199号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400082号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和3年6月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を同年4月は30万円、同年5月は28万円とすることが必要である。

令和3年4月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年4月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和3年6月1日から令和4年2月15日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和3年6月及び同年7月の標準報酬月額は、20万円を30万円、同年8月の標準報酬月額は20万円を24万円、同年9月及び同年10月の標準報酬月額は20万円を30万円、同年11月の標準報酬月額は20万円を26万円、同年12月及び令和4年1月の標準報酬月額は20万円を28万円とする。

令和3年6月から令和4年1月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年6月から令和4年1月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成7年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和3年4月1日から同年6月1日まで
② 令和3年6月1日から令和4年2月15日まで

請求期間①について、A社に勤務し、給与を支給され、当該給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない被保険者期間となっているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

請求期間②について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映される標準報酬月額が実際の給与額より低い額となっているので、実際の給与額に見合った額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の記録、A社から提出された請求者の賃金台帳及び出勤簿並びにB市から提出された請求者の同社における令和4年度給与支払報告書により、請求者は、当該期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求

者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から令和3年4月は30万円、同年5月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る訂正届を年金事務所に提出し、当該保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、A社から提出された請求者の賃金台帳及び社員別給与一覧表により、請求者が同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間②の標準報酬月額については、前述の賃金台帳及び社員別給与一覧表により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、令和3年6月及び同年7月は30万円、同年8月は24万円、同年9月及び同年10月は30万円、同年11月は26万円、同年12月及び令和4年1月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額に係る訂正届及び令和3年9月の定時決定に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に提出し、当該保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400200号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400083号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和3年8月15日から同年4月1日に訂正し、同年4月から同年7月までの各月の標準報酬月額を同年4月は47万円、同年5月は41万円、同年6月及び同年7月は47万円とすることが必要である。

令和3年4月1日から同年8月15日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年4月1日から同年8月15日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和3年8月15日から令和4年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和3年8月から同年11月までの各月の標準報酬月額は30万円を44万円、同年12月の標準報酬月額は30万円を41万円、令和4年1月及び同年2月の標準報酬月額は30万円を44万円とする。

令和3年8月から令和4年2月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年8月から令和4年2月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における令和3年8月の賞与支払年月日を同年8月10日とし、標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

令和3年8月10日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和3年4月1日から同年8月15日まで
② 令和3年8月15日から令和4年3月1日まで
③ 令和3年8月

請求期間①について、A社に勤務し、給与を支給され、当該給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない被保険者期間となっているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

請求期間②について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映される標準報酬月額が実際の給与額より低い額となっているので、実際の給与額に見合った額に訂正してほしい。

請求期間③について、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない賞与となってい

るので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の記録、A社から提出された請求者の賃金台帳及び出勤簿並びにB市から提出された請求者の同社における令和4年度給与支払報告書により、請求者は、当該期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、令和3年4月は47万円、同年5月は41万円、同年6月及び同年7月は47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る訂正届を年金事務所に提出し、当該保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、A社から提出された請求者の賃金台帳及び社員別給与一覧表により、請求者が同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間②の標準報酬月額については、前述の賃金台帳及び社員別給与一覧表により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、令和3年8月から同年11月までの各月は44万円、同年12月は41万円、令和4年1月及び同年2月は44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額に係る訂正届及び令和3年9月の定時決定に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に提出し、当該保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間③について、A社から提出された請求者の賃金台帳により、請求者は同社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間の標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、A社の回答から、令和3年8月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400201号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400084号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和3年8月20日から同年4月1日に訂正し、同年4月から同年7月までの各月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

令和3年4月1日から同年8月20日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年4月1日から同年8月20日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和3年8月20日から令和4年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和3年8月の標準報酬月額は30万円を38万円、同年9月から同年12月までの各月の標準報酬月額は30万円を41万円、令和4年1月の標準報酬月額は30万円を38万円、同年2月の標準報酬月額は30万円を41万円とする。

令和3年8月から令和4年2月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年8月から令和4年2月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における令和3年8月の賞与支払年月日を同年8月10日とし、標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

令和3年8月10日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和3年4月1日から同年8月20日まで
② 令和3年8月20日から令和4年3月1日まで
③ 令和3年8月

請求期間①について、A社に勤務し、給与を支給され、当該給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない被保険者期間となっているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

請求期間②について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映される標準報酬月額が実際の給与額より低い額となっているので、実際の給与額に見合った額に訂正してほしい。

請求期間③について、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない賞与となってい

るので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の記録、A社から提出された請求者の賃金台帳及び出勤簿並びにB市から提出された請求者の同社における令和4年度給与支払報告書により、請求者は、当該期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る訂正届を年金事務所に提出し、当該保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、A社から提出された請求者の賃金台帳及び社員別給与一覧表により、請求者が同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間②の標準報酬月額については、前述の賃金台帳及び社員別給与一覧表により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、令和3年8月は38万円、同年9月から同年12月までの各月は41万円、令和4年1月は38万円、同年2月は41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額に係る訂正届及び令和3年9月の定時決定に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に提出し、当該保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間③について、A社から提出された請求者の賃金台帳により、請求者は同社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間の標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、A社の回答から、令和3年8月10日とすることが妥

当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400219号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400085号

第1 結論

請求者のA社における令和3年12月24日の標準賞与額を43万円に訂正することが必要である。

令和3年12月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年12月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年12月24日

A社から支払われた令和3年12月24日の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間の賞与に係る給料支払明細書(以下「賞与明細書」という。)及びA社から提出された請求者に係る源泉徴収簿により、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書及び源泉徴収簿により確認できる賞与額から、43万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400220号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400086号

第1 結論

請求者のA社における令和3年12月24日の標準賞与額を43万円に訂正することが必要である。

令和3年12月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年12月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年12月24日

A社から支払われた令和3年12月24日の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間の賞与に係る給料支払明細書(以下「賞与明細書」という。)及びA社から提出された請求者に係る源泉徴収簿により、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書及び源泉徴収簿により確認できる賞与額から、43万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。